

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、富津市長から、平成 24 年度定期監査の結果に関する報告に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を公表する。

平成 29 年 1 月 27 日

富津市監査委員 磯 貝 昭 一

富津市監査委員 鈴 木 幹 雄

【措置事項】

○ 平成24年度定期監査

監査結果	措置状況	対象部局
<p>職員の被服貸与について</p> <p>職員の被服貸与については、平成13年に当時の職員被服等貸与規程が「機能しておらず運用が困難である」として廃止されたところである。しかし、平成24年度の貸与被服の購入実態を見ると、貸与規定がないことにより、担当課独自の判断で予算執行がされていると見受けられるところがある。このため、改めて被服の貸与が必要と認められる職種に従事する職員に対する貸与基準が必要と考えられるので検討されたい。</p>	<p>平成25年12月に富津市職員被服等貸与規則を定め、栄養士、作業員、自動車運転手、調理員、用務員、配膳員及び市長が必要と認める職員について、職務の遂行上必要な被服等を貸与するための基準（貸与品目、数量、貸与期間）を整備しました。</p>	<p>関係課共通 (総務課一括回答)</p>